

**父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議
幹事会（第8回会議）議事概要**

第1 日 時 令和8年9月11日（金）午後1時30分

第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催

第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

定刻となりましたので、関係府省庁等連絡会議幹事会の第8回会議を開催いたします。これまで引き続き、本日も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するため、意見交換をお願いします。

本日の会議も、法務省民事局において司会進行させていただきます。

本日の資料として、議事次第のほかに、令和8年4月22日改訂のQ&A形式の解説資料（民法編）及び（行政手続・支援編）、これらの各改訂案、令和7年度子の意見等の把握・反映に関する調査研究結果概要資料、令和7年度共同養育計画の作成促進に関する調査研究結果概要資料をお送りしています。

本日の議題は、お配りしている議事次第に記載のとおり、「1 前回会議以降の進捗状況の報告」、「2 Q&A形式の解説資料について」、「3 関係府省庁等の今後の取組予定についての情報共有」です。

まず、「1 前回会議以降の進捗状況の報告」について、前回会議以降の進捗状況とし、Q&A形式の解説資料（民法編）、（行政手続・支援編）の改訂とウェブサイトへの掲載がございました。

令和8年4月22日開催の第7回幹事会において、Q&A形式の解説資料（民法編）、（行政手続・支援編）の改訂案につき議論いただいた後、民法編の「1 親の責務等」の項に、子の意見等の尊重、父母の子に対する人格尊重義務違反に該当し得る行為、違反の場合の効果に関するQ&Aを加える修正を行いました。

また、行政手続・支援編の「8 学校関係」の項において、就学援助制度における「要保護者」の考え方、高等学校等就学支援金の支援の認定及び高校生等奨学給付金の給付の認定における取扱いに関するQ&Aの記載の修正を行いました。

これらの修正を反映した最新版のQ&A形式の解説資料は、法務省民事局のウェブサイトに掲載しております。

次に、「議題2 Q&A形式の解説資料について」について、内容面に関し、民法編の「4 親権の行使方法等」の項のうち、共同親権の場合に一方の同意を得ずに親権を行使した場合の家事審判での判断の方向性、子と離れて暮らす、親権者ではない親からの学校等行事の参加希望に対する対応等について、修正案をお示ししております。また、行政手

続・支援編の「8 学校関係」の項のうち、就学校変更の申立てについて、修正案をお示ししております。

○文部科学省

Q & A形式の解説資料（民法編）では、転学等の父母が共同して親権を行使すべき事項について一方の同意を得ずに親権を行使した場合に、その後の家事審判手続において、その内容が不利益な方向で考慮される可能性があることを追記する案をお示ししています。また、子と離れて暮らす、親権者ではない親の学校等行事の参加については、事前に関係者間で話し合っておくことで円滑な対応につながることを追記する案をお示ししています。Q & A形式の解説資料（行政手続・支援編）では、就学校変更の手続に関する修正案をお示ししております。

○法務省民事局

御説明をいただきありがとうございました。このほか、形式面の修正として、表記揺れ等の修正、問番号を挿入する修正、罫線や改ページの修正等を行っております。

修正案に御異議ないようですので、Q & A形式の解説資料については、改めて形式面の確認をした上で、法務省のウェブサイトにおいて公表したいと考えております。

次に、「議題3 関係府省庁等の今後の取組予定についての情報共有」について、まずは、法務省が令和7年度に実施した、子の意見・意思の把握・反映に関する調査研究につき、御報告します。この調査研究は、協議離婚が約9割を占める中で、子の意見等を適切に把握し、離婚後等の養育に反映させるための支援の在り方の検討を行いました。研究結果では、協議離婚における父母に対する支援拡充の必要性及びこどもに対する支援拡充の必要性が指摘されました。次に、共同養育計画の作成促進に関する調査研究結果について、この調査研究は、共同養育計画の作成を促進するための情報提供及び支援の在り方の検討を目的として実施されました。その調査研究結果を活用し、「こどものための共同養育計画書」というパンフレットを完成させました。もっとも、パンフレットを渡しただけでは、なかなか御自身で取り決めをするには至らないこともあり、離婚等に関する父母等の支援ニーズを把握し、継続的に支援する仕組みが必要であることが整理されました。支援ニーズの把握に関して、父母と接する行政担当者が支援ニーズを把握し、関係機関が有機的に連携できるよう、地域連携ネットワークを構築して情報共有する取組を2つの地方自治体の協力を得て試行しました。

法務省では、今年度、共同養育計画の作成促進及び履行確保に関する調査研究を実施いたします。実施に当たり、関係府省庁等の皆様のお知恵をお借りするとともに、必要な協力をお願いさせていただくことがあろうと思われまますので、お願いに伺った際は、どうぞよろしくお願いいたします。その他、法務省のウェブサイトの見直しを進め、「りこんポータル」のページを見やすく改修しました。

本日の議題に関して、御意見ございませんでしたので、Q & Aの解説資料の各改訂案については改訂とさせていただきます。次回開催時期は未定ですが、今後も、関係府省庁等

相互間の密接な連携・協力を確保するため、必要に応じて適宜意見交換を継続していきたいと考えております。